

重要事項説明書

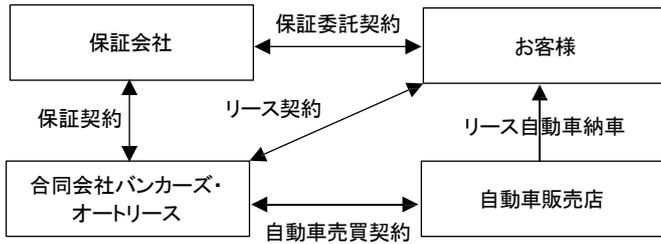
本書面は、ご契約者(以下「賃借人」といいます。)における、本リース契約に関する重要事項について説明したものです。お申込み前に本書面を必ずお読みいただき、十分に内容をご理解いただきますよう、お願いいたします。

本書面及び契約書類はよく読みましょう

- ◆リース契約の内容を記した書面(「リース契約書」「リース申込書」「個人情報取扱に関する同意書」等)を含み、電磁的記録を含みます。以下、これらを総称して「契約書類」といいます。)をよくお読みください。
- ◆契約書類及び保証委託契約書は大切に保管してください。

リース契約及び保証委託契約について

- ◆本リース契約は、合同会社バンカーズ・オートリース(以下、「当社」といいます。)が、賃借人が指定した自動車を自動車販売店から購入し、賃借人との間でリース契約を締結するものです。
- ◆本リース契約の締結と同時に、賃借人はリース会社指定の保証会社と保証委託契約を締結していただきます。



リース契約の特徴及び諸注意事項

1. リース自動車の所有権

リース自動車の所有権は、当社にあります。自動車検査証上の所有者名義人は当社であり、賃借人は使用者名義人となります。

2. 中途解約

リース契約期間中の中途解約はできません。ただし、賃借人の都合により、賃借人が中途解約を希望し、当社が認めた場合には、リース自動車をご返却いただくとともに、損害賠償としてリース料残額、その他当社が被った全損害額を当社にお支払いいただきます。

3. クーリングオフ

本リース契約は、特定商取引に関する法律に定めるクーリングオフ(無条件での契約申込みの撤回、または契約の解除)の対象ではありません。

4. リース期間

リース期間は 48 か月または 84 か月とし、リース開始日は(新車の場合)自動車検査証発行日または(中古車の場合)自動車検査証名義変更日とします。実際の引渡日と異なりますのでご注意ください。

5. 利用目的

リース自動車の主な利用目的が「事業用」の場合は、お申込みいただけません。後から事業用で利用されていることが発覚した場合、契約解除となり、損害賠償としてリース料残額、その他当社が被った全損害額を当社にお支払いいただきます。

6. 審査

本リース契約のお申込みに対し、所定の審査をさせていただきます。審査結果によっては、連帯保証人を要求する場合や、リース契約をお断りする場合がありますので、予めご了承ください。なお、審査結果に対するお問い合わせには一切回答できませんのでご了承ください。

7. リース自動車の引渡し

リース自動車は、自動車販売店より直接引渡しをされます。賃借人は、引き渡されたリース自動車を検査し、品質等が契約の内容に適合していることを確認した上で、借受証を当社に提出します。なお、当社はリース自動車のスペアキーを管理します。

8. リース自動車の欠陥または不具合

リース自動車の欠陥や不具合についての責任は、自動車メーカーまたは自動車販売店が負います。賃借人は自動車メーカーまたは販売店に直接請求し、当社は、自動車販売店に対する買主としての請求権を賃借人に譲渡する手続きをとる等、賃借人の販売店に対する直接請求に協力します。ただし、賃借人はリース料の支払いを免れることはできません。

9. リース料金のお支払い

- (1) 毎月 27 日までに、当月の月額リース料(税込)をお支払いいただきます。
- (2) リース開始月は、自動車販売店から通知される引渡予定日の属する月の翌月とし、以降リース期間に相当する月数にわたって、毎月 27 日までに月額リース料(税込)をお支払いいただきます。また、リース契約締結日の 5 日後までに、保証金として 1 か月分の月額リース料及びその消費税の金額を、お支払いいただきます。保証金は、リース期間中にリース料の滞納やその他未払金は一切無い場合、最終の月額リース料に

充当できます。これらのお支払いが確認できない場合、リース自動車の引渡しをいたしません。

- (3) 賃借人はボーナス払いリース料の支払いを選択した場合、ボーナス払いリース料(税込)を月額リース料とは別に、ボーナス払い月の支払期日までにお支払いいただきます。
- (4) 賃借人は自動車税相当リース料の支払いを選択した場合、自動車税相当リース料(税込)を、月額リース料及びボーナス払いリース料とは別に、毎年3月の支払期日までにお支払いいただきます。
- (5) リース料を滞納された場合は、リース自動車への貼り紙や自動車の鍵の交換、自動車の引揚げ等の物理的な利用停止措置を行い、賃借人はこれに異議なく承諾するものとします。また、当社または保証会社、弁護士、その他当社から委託を受けた事業者から、賃借人及び連帯保証人にお支払いの案内を差し上げる場合がございます。
- (6) リース期間中に税法所定の税率に変動があった場合は、変動後の税率による消費税額等をリース料に付加してお支払いいただきます。

10. リース自動車の保守管理及び修繕

- (1) リース自動車の保守管理及び修繕の義務及び責任は賃借人にあります。賃借人は、自動車使用上必要な点検、整備を必ず行い、リース自動車が損傷したときは、その費用を全額負担し、修繕を行います。
- (2) メンテナンスサービスが含まれるプランを選択された場合は、車検及び法定点検を、当社または当社から委託を受けた事業者の案内に基づき、当社が指定する整備工場においてのみ実施いたします。

11. 保証委託契約

リース契約は賃借人がリース会社指定の保証会社との間で保証委託契約を締結することを条件としています。保証委託契約を締結し、保証委託契約記載の保証委託料のお支払いが確認できるまで、リース自動車の引渡しはできません。また初回の保証委託料はリース契約締結日の 5 日後までに、当社を通じてお支払いいただきます。なお、審査の結果、連帯保証人が必要となる場合には、連帯保証人分の保証委託料の支払が追加で必要となりますので、ご注意ください。

12. 自動車保険

- (1) 自動車保険が含まれないプランを選択された場合に、自動車保険を付保されなかったことにより賃借人が損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。
- (2) 車両保険を付保する場合は、当社を被保険者としてお申込みをしていただきます。
- (3) 当社の求めがある場合に、加入した保険証券のコピー等を当社まで郵送していただきます。
- (4) 自動車保険(任意保険)が含まれるプランを選択された場合にも、車両保険は付保されません。

13. リース自動車の滅失・損傷

リース自動車の返還までにリース自動車が滅失・損傷等した場合、賃借人はその原因を問わず、リース料の支払いを拒むことや当社に対して損害賠償等を請求することはできません。リース自動車が滅失した場合、賃借人は当社に損害賠償金を支払い、契約は終了します。

14. リース期間満了時の取扱い

- 賃借人はリース期間満了日の2か月前までに、以下のいずれかを当社へ申し出るものとします。
- (1) 同じ自動車の継続利用(再リース)
 - (2) 同じ自動車の購入(別途、売買契約の締結が必要となります。)
 - (3) リース自動車を返却

15. リース自動車の返却・清算・残存価格

- (1) リース期間の満了または解除により契約が終了したとき、賃借人は、賃借人の責任及び負担で、リース期間中に生じた物件の損傷を原状回復したうえで、当社指定の場所に物件を返還します。物件の回収や原状回復等の費用を当社が負担した場合、賃借人はこれらの費用を当社に支払います。
- (2) 残存価格は、リース期間満了時における自動車の予想査定価格をいい、本リース契約時に設定されますが、リース期間満了時の査定価格を保証するものではありません。
- (3) 本リース契約は、残存価格の設定として、クローズドエンド方式を採用しており、リース期間満了時に、残存価格と実際の査定額の差額の精算をしません。但し、自動車が車両登録・納車された以降に、自動車に生じた損傷(自然の損耗及び当社が認めたものを除き、当社の責によらない事由の損傷を含みます。)を原状に回復したうえで返還した場合に限ります。賃借人が本契約に定める原状回復義務を履行しない場合等は、当社が原状回復に要した費用を、当社又は当社から委託を受けた者からの請求により直ちに支払って頂きます。

16. 残置物に対する抗弁権

リース料の滞納等によりリース自動車の引揚げを行った場合において

も、賃借人または賃借人の関係者が自動車内に物品等動産を残置している場合、賃借人は残置された動産の所有権を放棄するものとします。またその動産について、損害賠償請求はできません。

17. 車両からの情報取得

賃借人はリース自動車に設置される端末位置情報(GPS 測位情報)等を当社が取得・利用することを予め承諾するものとします。

18. 通知義務

賃借人はリース契約書に定める通知義務に該当する事象が起きた場合、直ちに当社に通知しなければなりません。

19. 個人情報の取扱い

賃借人は別途定める個人情報の取扱いに関する同意書に同意の上、本リース契約を締結します。

リース会社

合同会社バンカーズ・オートリース

〒160-0004 東京都新宿区四谷二丁目9番15号

【お問い合わせ窓口】

E-mail: bal-support@bankers.co.jp